

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動を取り巻く状況

(1) 子どもの読書活動を取り巻く状況

近年、インターネット環境の変化やSNSなどによるコミュニケーションの多様化などにより、子どもの生活やそれに伴う読書環境は大きく変化しています。スマートフォンなどの情報通信機器の発達・普及とともに、子どもたちが大量かつ多種多様な情報に触れる機会も増え、情報リテラシーの重要性がより一層高まっています。

また、国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」によって、学校のICT環境の整備が進み、春日部市においても1人1台端末が実現しました。ICT教育が一層充実したことで、従来の紙の本だけではなく、電子書籍など新しい形態の本を利用する子どもたちが増えています。

また平成元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」※という。）に基づいて、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下、「読書バリアフリー推進計画」※という。）が策定されました。多様な子どもたちの読書機会の確保のため、全ての子どもの読書環境の整備が求められています。

(2) 国及び埼玉県の動向

国では、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成14年8月に策定されました。その後、平成20年3月には、同第二次計画、平成25年5月には、同第三次計画、平成30年4月には同第四次計画が策定されました。さらに、令和5年3月には、令和5年度から令和9年度までの5年間の子ども読書活動推進に関する

る基本方針と具体的方策を明らかにする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」が策定されました。

埼玉県では、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月には同第二次計画、平成26年7月には同第三次計画が策定されました。さらに、平成31年3月には、県内の子どもの読書活動の更なる推進を図り、「家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」などを基本方針とする「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」が策定されました。



中央図書館



武里図書館



庄和図書館